

# 鳥栖地区広域市町村圏組合 在宅生活改善調査 調査要領

## 1 ご回答にあたって

- ・本調査票は、鳥栖地区広域市町村圏組合圏域内の全ての居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターを対象に送付しております。
- ・ご回答いただいた内容を、貴事業所の許可なしに、貴事業所が特定される形で公表することはございません。

## 2 本調査の回答者

「事業者票」については、管理者の方にご回答をお願いしております。

「利用者票」については、貴事業所に所属する全てのケアマネジャーの方にご回答をお願いしております（非常勤の方も含まれます）。

## 3 調査票のご回答方法

この度お送りしたアンケート調査では、以下の2種類の調査票が同封されています。

回答については、回答用のエクセルファイルを本組合のホームページに掲載していますので、エクセルデータをご使用ください。

「鳥栖地区広域市町村圏組合ホームページ」→「事業者の方」→「事業者調査」→「在宅生活改善調査」

### 【事業者票（A4）】

- 各事業所の、管理者の方を対象とした調査票です。管理者の方はご回答をお願いします。
- 回答を記入した、1ファイルをご提出ください。

### 【利用者票（A3）】

- 各ケアマネジャーのご担当の利用者のうち、「(自宅等にお住まいの方)現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」および「家族等介護者の就労継続が難しくなっている利用者」についての調査票です。
- 次ページのフローにしたがって対象者を抽出し、対象となる利用者の方について「利用者票」にご回答をお願いします。本調査票は、ケアマネジャーの方がご回答ください。
- ケアマネジャー全員分の回答を1つのファイルに集約し、ご提出ください。対象者の人数が多く、1つのファイルに回答が収まらない場合には、複数のファイルを提出することも可能です。その場合は、Excelファイルを複製して使用してください。
- 対象となる利用者が一人もない場合は、メール本文または事業者票の任意の場所に「利用者票の対象者なし」とご記載ください（利用者票の提出は不要）。

## 4 調査票の提出方法

- ・管理者の方は、令和8年6月30日（火）までに、下記「5 提出先」まで回答済みのエクセルデータをメール送信してください。ただし、メールでの回答が難しい場合は、送付した紙の回答票に記入し、郵送していただいてもかまいません。

## 5 提出先

【委託業者】〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6-26

株式会社サーベイリサーチセンター九州事務所

電話番号：092-411-8811 メールアドレス：k-jigyosyo@surece.co.jp

## 6 お問い合わせ先

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494番地1  
鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係  
電話番号：0942-81-3317

## 7 「利用者票」の対象者の抽出方法

「利用者票」は、ケアマネジャーの視点からみた「(自宅等にお住まいの方で)現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」および「家族等介護者の就労継続が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービスを検討することを目的としています。

各ケアマネジャーの方は、ご担当の利用者のうち、調査への回答の対象となる利用者を以下のフローにしたがって抽出し、「利用者票」の各設問にご回答ください。

＜回答の対象となる要支援者・要介護者の抽出方法＞

**本調査は、地域に不足する介護サービスを検討することを目的としています。**

### ステップ1

ご担当の利用者のうち、

- ① 自宅
- ② サービス付き高齢者向け住宅
- ③ 住宅型有料老人ホーム
- ④ 軽費老人ホーム

のいずれかにお住まいの要支援者・要介護者の人を選んでください

### ステップ2

さらに、その中から、

**「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」および  
「家族等介護者の就労継続が難しくなっている利用者」**

を、ケアマネジャーとしての判断に基づいて選んでください。

例えば、

○ OADLの低下に伴い、頻回な身体介護が必要となったため、現在の訪問介護の利用では対応が困難であり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用がより適切と思われる利用者

○ 認知症に伴う周辺症状の悪化により、介護者の負担が重くなったため、グループホームへの入居がより適切と思われる利用者

などのケースが該当します。

### ステップ3

**選ばれた利用者全員について、調査票の各設問にご回答ください。**

ご不明な点がございましたら、鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係までお尋ねください。